

相模原市産業廃棄物処理業者等行政処分一覧表

(令和6年12月9日更新)

処分年月日	許可内容	処理業者名等	処分内容	処分理由・根拠条文等
令和3年8月2日	① 産業廃棄物処分業 第09820057247号 ② 一般廃棄物収集運搬業 第A0200号	相模原市中央区南橋 本四丁目3番27号 株式会社KOHWA	許可取消	① 当該処理業者は、業務により発生した産業廃棄物（汚泥）を廃棄物保管施設から電動水中ポンプ等を用いて公共下水道に接続する排水設備の柵に流し込み、不法投棄した。このことは、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当し、かつ法第14条の3の2第1項第5号に規定する「情状が重いとき」に該当するため。 ② 当該処理業者が、上記①によって、産業廃棄物処分業の許可を取り消すことに伴い、法第7条第5項第4号ホに規定する一般廃棄物収集運搬業の欠格要件に該当するため。

※事業停止処分など期間を定めて行う行政処分については、当該期間終了後に一覧から削除しています。